

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める
託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令附則第2条に基づく届出書

PGC 経料発 27 第 4 号

平成 27 年 8 月 31 日

経済産業大臣 宮 沢 洋 一 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東 京 電 力 株 式 会 社

代表執行役社長 廣 瀬 直 己

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づ
き一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款
料金の算定に関する省令附則第2条の規定により、次のとおり同省令
第26条第3号イ(1)に掲げる額を届け出ます。

届 出 内 容	
第 26 条 第 3 号 イ (1) に 掲 げ る 額	11 円 42 銭